資料２

「ミネラルウォーターに関する税」についての報告書

～山梨県の特性を活かした環境目的税を目指して～

山梨県地方税制研究会

はじめに

- 平成12年4月、地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外目的税の創設など地方公共団体の課税自主権が拡充
- 平成12年7月、山梨県地方税制研究会を設置
- 平成14年12月、「中間報告」を公表
- 平成15～16年度、シンポジウムを2回開催、県政モニターアンケート調査を2回実施
- 平成17年3月、本報告書をとりまとめ

山梨の水と森林の現状と課題

- 山梨県は、森林比率が全国4位
- 水源かん養機能の維持・保全を重視して森林を経営
- 山梨県の下流域　東京都、神奈川県、静岡県
- 地下水が県民生活にとって重要な資源
- ミネラルウォーターの生産量が全国一

↓

- **森林の公益的機能の低下**
- **地下水資源の保全と適正利用の必要性**

良質な地下水資源を守っていくための具体策

1　水源かん養機能を高めるための森づくり
2　森づくりに関する調査や普及啓発活動
3　地下水の保全と適正利用を図る取組

1　水源かん養機能を高めるための森づくり

- 水質浄化に重要な役割を果たす渓畔林の保全・整備
- ダム上流の人工林等での間伐及び植栽等による育成複層林の造成
- 民有林の公的管理等（人工林の間伐、枝打ち。地域に自生する樹木の導入による複層林や混交林などへの誘導）
- 広葉樹二次林等、里山林の保全
- 水源地域を管理するための林内路網、歩道の整備

2　森づくりに関する調査や普及啓発活動

- 水源かん養機能を高度に発揮するモデル森林の造成、展示
- 高性能林業機械による間伐研修の実施
- 森林ボランティア等を対象とした研修の実施
- 間伐等の森林整備が森林内の水環境に与える影響等に関する調査研究
- 民間が主催する森林環境教育・体験林業教室の支援
- 普及啓発のためのイベントの開催

3 地下水の保全と適正利用を図る取組

- 地下水位の観測、水質の調査
- 地下水資源に関する総合的な調査（浸透や流動のメカニズムの解明、適正な揚水量の検討など）

良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方

●次の3つの手法について比較検討

1 受益者負担の考え方から、特別の受益を得ている者に対し一定の負担を求める

➡ ミネラルウォーターに関する税

2 共同負担の考え方から、県民が広く薄く負担する

➡ 県民税均等割の超過課税

3 寄付金、協賛金等の税制以外の手段

「ミネラルウォーターに関する税」の考え方

- 県が行う水源かん養に係る事業、さらにその結果育まれてきた県民共有の資産である豊かな地下水資源からは、広く一般県民や多くの県内産業が受益を得ていると考えられるが、ミネラルウォーター産業の場合は、通常の受益の範囲を超えて一般県民や他の県内産業よりも大きな特別の受益を得ていると考えられることから、一定の負担を求めることが適当である。

「県民税均等割の超過課税」の考え方

- 森林は、水源かん養機能のほか、土砂災害防止機能、地球温暖化防止機能等の多面的機能をもち、県民全体が受益を得ていることから、森林を保全、整備していく費用は、県民が広く薄く負担するのが適当である。

税制措置の比較検討結果

公平性	いずれも公平
簡素さ	明確な優劣なし
徴収コスト	明確な優劣なし
導入のメリット	明確な優劣なし
課題	「超過課税」に課題あり ・他都県の住民の負担 ・アンケート調査で「反対」多数

結　論

- 本県の特性に着目し、水源かん養機能の維持とその機能発揮のための施策を重点的に実施するならば、施策の実施により特別の受益を得る者に一定の負担を求める「ミネラルウォーターに関する税」の方が望ましい。
- 安定的に財源が確保できる仕組が必要なことから、税制措置を基本的手法とし、寄付金、協力金等の税制措置以外の手法は、補完的手法とすべき。